

パターン1

賃上げの表明のない計画を策定している



新規での申請を行ってください

パターン2

R7.3.31までに新規で申請を行った計画で、賃上げの目標年度が終了している

賃上げ率を当初1.5%以上としていたが、3%以上に変更したい



変更申請で、再度賃上げ目標を設定してください